

青 整 企 第 2 4 2 号

平 成 3 1 年 3 月 1 4 日

(一社) 青森県建設業協会会長 殿

県土整備部 整備企画課長

(公印省略)

県土整備部請負工事成績評定要領の一部改定について (参考通知)

このことについて、下記のとおり一部改定したので参考通知します。

記

- 1 改定内容 評定の対象を、原則として1件の請負代金額が
【250万円以上 → 500万円以上】 の工事とする。
- 2 適 用 平成31年4月1日以降に行う工事検査から適用する。
- 3 そ の 他 本要領は、青森県のホームページにも掲載している。

【担当】整備企画課 技術管理G 川村

TEL:017-734-9645 (内線6681)

県土整備部請負工事成績評定要領

平成14年 3月29日青整企第642号

改定 平成31年 3月14日青整企第242号

(目的)

第1条 この要領は、県土整備部の所掌する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負代金額が500万円以上の工事とする。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、総括監督員及び監督員（青森県土木工事施工監督要領第2条第2項により指定された総括監督員及び監督員をいう。以下「総括監督員等」という。）並びに検査員（契約担当者等（知事又は契約担当者をいう。）から検査を命ぜられた職員をいう。以下同じ。）とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、評定者が監督又は検査において確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに、厳正かつ的確に行うものとする。

2 評定は、次の事項について、工事成績採点表（第1号様式）、細目別評定点採点表（第2号様式）及び工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（第3号様式）により行うものとし、評定者は、その評定の結果を工事成績評定表（第4号様式）に記録するものとする。

- 一 施工体制
- 二 施工状況
- 三 出来形及び出来ばえ
- 四 工事特性
- 五 創意工夫
- 六 社会性等
- 七 法令遵守等

3 評定者は、評定に当たり、記入方法及び留意事項（別表）並びに施工プロセスチェックリスト（第5号様式）を考慮するものとする。

4 総括監督員等は、受注者から第2項第4号から第6号までに掲げる項目に関する当該工事における実施状況が提出されたときは、当該実施状況も考慮して評定を行うものとする。

(評定の時期)

第5条 評定の時期は、検査員にあつては検査の都度行うものとする。ただし、修補完了検査のときは行わないものとする。

2 総括監督員等にあつては、完成検査及び指定部分完了検査のときまでに行うものとする。

(評定表等の提出)

第6条 検査員によって評定がなされたときは、総括監督員等は、遅滞なく、地域整備部長（青森県事務専決代決規程に基づき、県土整備に関する工事の施行に関する事務を専決する地域県民局の地域整備部長をいう。以下同じ。）又は空港管理事務所長（青森県事務委任規則に基づき、工事の施行に関する事務を委任されている青森空港管理事務所長をいう。以下同じ。）に第4条第2項の評定に係る書類（以下「評定表等」という。）を提出するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 地域整備部長又は空港管理事務所長は、完成検査又は修補完了検査に合格したときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を県土整備部請負工事成績評定通知要領（以下「通知要領」という。）に定めるところにより通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 前条の規定による通知を受けた受注者は、通知を行った地域整備部長又は空港管理事務所長に対して、通知要領に定めるところにより評定の内容について説明を求めることができる。

2 地域整備部長又は空港管理事務所長は、前項による説明を求められたときは、通知要領に定めるところにより回答するものとする。

(評定結果の公表)

第9条 評定の結果は、県土整備部請負工事成績評定公表要領に定めるところにより公表するものとする。

(要領の改定)

第10条 この要領を改定するときは、県土整備部設計施工基準策定委員会に諮るものとする。

附 則

この要領は、平成14年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成21年10月 1日から施行する。

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成23年12月 1日から施行する。

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

新旧対照表

現 行 (旧)	改 正 (新)	適 用
<p style="text-align: center;">県土整備部請負工事成績評定要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、県土整備部の所掌する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。</p> <p>(評定の対象)</p> <p>第2条 評定の対象は、原則として1件の請負代金額が250万円以上の工事とする。</p> <p>(評定者)</p> <p>第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、総括監督員及び監督員（青森県土木工事施工監督要領第2条第2項により指定された総括監督員及び監督員をいう。以下「総括監督員等」という。）並びに検査員（契約担当者等（知事又は契約担当者をいう。）から検査を命ぜられた職員をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>(評定の方法)</p> <p>第4条 評定は、評定者が監督又は検査において確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに、厳正かつ的確に行うものとする。</p> <p>2 評定は、次の事項について、工事成績採点表（第1号様式）、細目別評定点採点表（第2号様式）及び工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（第3号様式）により行うものとし、評定者は、その評定の結果を工事成績評定表（第4号様式）に記録するものとする。</p> <p>一 施工体制 二 施工状況 三 出来形及び出来ばえ 四 工事特性 五 創意工夫 六 社会性等 七 法令遵守等</p> <p>3 評定者は、評定に当たり、記入方法及び留意事項（別表）並びに施工プロセスチェックリスト（第5号様式）を考慮するものとする。</p> <p>4 総括監督員等は、受注者から第3項第4号から第6号までに掲げる項目に関する当該工事における実施状況が提出されたときは、当該実施状況も考慮して評定を行うものとする。</p> <p>(評定の時期)</p>	<p style="text-align: center;">県土整備部請負工事成績評定要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、県土整備部の所掌する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。</p> <p>(評定の対象)</p> <p>第2条 評定の対象は、原則として1件の請負代金額が500万円以上の工事とする。</p> <p>(評定者)</p> <p>第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、総括監督員及び監督員（青森県土木工事施工監督要領第2条第2項により指定された総括監督員及び監督員をいう。以下「総括監督員等」という。）並びに検査員（契約担当者等（知事又は契約担当者をいう。）から検査を命ぜられた職員をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>(評定の方法)</p> <p>第4条 評定は、評定者が監督又は検査において確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに、厳正かつ的確に行うものとする。</p> <p>2 評定は、次の事項について、工事成績採点表（第1号様式）、細目別評定点採点表（第2号様式）及び工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（第3号様式）により行うものとし、評定者は、その評定の結果を工事成績評定表（第4号様式）に記録するものとする。</p> <p>一 施工体制 二 施工状況 三 出来形及び出来ばえ 四 工事特性 五 創意工夫 六 社会性等 七 法令遵守等</p> <p>3 評定者は、評定に当たり、記入方法及び留意事項（別表）並びに施工プロセスチェックリスト（第5号様式）を考慮するものとする。</p> <p>4 総括監督員等は、受注者から第2項第4号から第6号までに掲げる項目に関する当該工事における実施状況が提出されたときは、当該実施状況も考慮して評定を行うものとする。</p> <p>(評定の時期)</p>	<p style="text-align: center;">適用</p> <p style="text-align: center;">改定</p> <p style="text-align: center;">誤植</p>

<p>第5条 評定の時期は、検査員にあっては検査の都度行うものとする。ただし、修補完了検査のときは行わないものとする。</p> <p>2 総括監督員等にあっては、完成検査及び指定部分完了検査のときまでに行うものとする。</p> <p>(評定表等の提出)</p> <p>第6条 検査員によって評定がなされたときは、総括監督員等は、遅滞なく、地域整備部長（青森県事務専決次決規程に基づき、県土整備に関する工事の施行に関する事務を専決する地域県民局の地域整備部長をいう。以下同じ。）又は空港管理事務所長（青森県事務委任規則に基づき、工事の施行に関する事務を委任されている青森空港管理事務所長をいう。以下同じ。）に第4条第3項の評定に係る書類（以下「評定表等」という。）を提出するものとする。</p> <p>(評定結果の通知)</p> <p>第7条 地域整備部長又は空港管理事務所長は、完成検査又は修補完了検査に合格したときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を県土整備部請負工事成績評定通知要領（以下「通知要領」という。）に定めるところにより通知するものとする。</p> <p>(説明請求等)</p> <p>第8条 前条の規定による通知を受けた受注者は、通知を行った地域整備部長又は空港管理事務所長に対して、通知要領に定めるところにより評定の内容について説明を求めることができる。</p> <p>2 地域整備部長又は空港管理事務所長は、前項による説明を求められたときは、通知要領に定めるところにより回答するものとする。</p> <p>(評定結果の公表)</p> <p>第9条 評定の結果は、県土整備部請負工事成績評定公表要領に定めるところにより公表するものとする。</p> <p>(要領の改定)</p> <p>第10条 この要領を改定するときは、県土整備部設計施工基準策定委員会に諮るものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成14年 4月 1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成21年10月 1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成23年12月 1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。</p>	<p>第5条 評定の時期は、検査員にあっては検査の都度行うものとする。ただし、修補完了検査のときは行わないものとする。</p> <p>2 総括監督員等にあっては、完成検査及び指定部分完了検査のときまでに行うものとする。</p> <p>(評定表等の提出)</p> <p>第6条 検査員によって評定がなされたときは、総括監督員等は、遅滞なく、地域整備部長（青森県事務専決次決規程に基づき、県土整備に関する工事の施行に関する事務を専決する地域県民局の地域整備部長をいう。以下同じ。）又は空港管理事務所長（青森県事務委任規則に基づき、工事の施行に関する事務を委任されている青森空港管理事務所長をいう。以下同じ。）に第4条第2項の評定に係る書類（以下「評定表等」という。）を提出するものとする。</p> <p>(評定結果の通知)</p> <p>第7条 地域整備部長又は空港管理事務所長は、完成検査又は修補完了検査に合格したときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を県土整備部請負工事成績評定通知要領（以下「通知要領」という。）に定めるところにより通知するものとする。</p> <p>(説明請求等)</p> <p>第8条 前条の規定による通知を受けた受注者は、通知を行った地域整備部長又は空港管理事務所長に対して、通知要領に定めるところにより評定の内容について説明を求めることができる。</p> <p>2 地域整備部長又は空港管理事務所長は、前項による説明を求められたときは、通知要領に定めるところにより回答するものとする。</p> <p>(評定結果の公表)</p> <p>第9条 評定の結果は、県土整備部請負工事成績評定公表要領に定めるところにより公表するものとする。</p> <p>(要領の改定)</p> <p>第10条 この要領を改定するときは、県土整備部設計施工基準策定委員会に諮るものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成14年 4月 1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成21年10月 1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成23年12月 1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。</p>	<p>誤植</p> <p>追加</p>
---	--	---------------------